

平成 30 年 5 月 2 3 日

今治市都市計画審議会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 平成 30 年 5 月 23 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

場 所 : 今治市役所 第 2 別館 11 階 特別会議室 3、4 号

議 案 : 議案第 1 号 今治広域都市計画区域マスタープラン (案) について
議案第 2 号 菊間都市計画区域マスタープラン (案) について
議案第 3 号 今治市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について

(出席委員) (五十音順)

井村雄三郎

重松 眞 司

高瀬 進

近藤 佳代

近藤 貞明

田中 弘

長井英治

橋本 司

濱岡 愛

(鳥羽保行委員の代理) (二宮幸仁委員の代理)

堀田 順 人

矢野 雄 嗣

以上 11 名

午後 1 時 30 分 開 会

都市建設部長

お待たせいたしました。お時間が参りましたので、ただいまより、平成 30 年度第 1 回の今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、都市建設部長の一色でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、当審議会の委員に異動がございましたので、この場をお借りいたしまして、ご紹介させていただきます。今回、新しく当審議会の委員としてご審議をしていただくことになりました愛媛県東予地方局今治土木事務所所長でいらっしゃいます高瀬進様でございます。続きまして、愛媛県今治警察署署長二宮幸仁様でございます。なお、本日は公務のため、今治警察署交通課長でいらっしゃいます橋本司様に代理でご出席をいただいております。また、従来委員であります国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所所長鳥羽保行様が、本日公務のため、松山河川国道事務所事業対策官でいらっしゃいます長井英治様に代理でご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。また本日は、今治商工会議所会頭檜垣清隆副会長様、愛媛大学名誉教授柏谷増男委員様、越智今治農業協同組合代表理事理事長黒川俊継委員様、今治市議会議員寺井政博委員様が、所用のため欠席されております。従いまして、ただいまの出席委員の数は、11 名でございます。当審議会条例にあります、開催に必要な定員でございます過半数を満たしておりますので、これより当審議会を開催いたします。それでは、近藤会長より当審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

近藤会長

はい。都市計画審議会の会長を務めさせていただいております、近藤でございます。よろしくお願いいたします。なんとか雨は上がったようですが、それでも足元の悪い中ご参集いただきましてありがとうございます。また日頃より都市計画の一端を担い、或いはご協力いただきこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。さて、本日議案に上がっておりますのは、数としては 3 つでございますが、いずれも今治市に関わるマスタープランということで共通の議案になっております。第 1 号、第 2 号が愛媛県の意見照会に対する回答、第 3 号が今治市地元としてマスタープランをどうやって決めていくんだという議案となっております。いずれも見ると実務的な議案かと思いますが、今後のルールを作っていく議

案でございますので、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご質問等を以ってご審議をお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

都市建設部長

ありがとうございました。それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、近藤会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

近藤会長

それでは早速ですが、これより議事を進めてまいります。まず、議事録署名人の指名をいたします。近藤佳代委員さん、高瀬委員さんのご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「附属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしておりますが、委員の皆様自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいのですが、いかがでございましょうか。

委 員

異議なし。

近藤会長

はい。異議なしとのご発声をいただきました。それでは、議事録については、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただくことといたします。

それでは、議案第1号「今治広域都市計画区域マスタープラン（案）について」に移ります。事務局より説明を求めます。

都市政策課長

都市政策課長の矢野でございます。宜しく願いいたします。座ってご説明させていただきます。計画内容の説明につきましては、前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませようをお願いいたします。まず、議案第1号及び2号でございますが、平成29

年 11 月 29 日に開催しました都市計画審議会で報告させていただいた案件でございます。その後、平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月にかけて愛媛県が国土交通省四国地方整備局と事前協議を行ない、異存ない旨の回答を得ております。今回ご説明いたします都市計画区域マスタープランの内容につきましては、前回ご報告させていただいた時点から、変更等ございません。現在、愛媛県から今治市に対し、今治広域及び菊間都市計画区域マスタープラン（案）、それぞれに対しましての意見照会が来ておりますので、各議案にてご審議いただき、その結果を踏まえ、今治市の意見として愛媛県へ回答したいと考えております。本日のご審議、よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第 1 号今治広域都市計画区域マスタープラン（案）について」、ご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、正式には「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」と言い、都市計画法第 6 条の 2 に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本方針を定めるものでございます。愛媛県の都市計画区域マスタープランは、県が長期的、広域的な視点に立ち、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、これから目指すべき「まちづくりの方針」を示すものとなっており、本市の都市計画にとっては上位計画となるものです。まず、「都市計画区域マスタープラン」の位置付けでございますが、上位計画に、国が定める国土づくりの方向性を示した「国土形成計画」、県が定める「愛媛県長期計画」、「地域防災計画」、そして「市の総合計画」などがあります。これら上位計画に基づき愛媛県が都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」を定めます。今治市は、愛媛県の「都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、議案第 3 号で説明させていただきます、「今治市都市計画マスタープラン」、また、「個別の都市計画」を定めます。「個別の都市計画」とは、前回の審議会でご審議いただきました都市計画下水道や、都市計画道路、都市計画公園などの都市施設、また、用途地域や防火・準防火地域、地区計画などを定める土地利用などでございます。愛媛県の都市計画区域でございますが、図にお示しますとおり、県内には、20 市町のうち 17 市町において、14 の「都市計画区域」があります。赤の斜線で示しております箇所が市街化区域と市街化調整区域の区分がある、線引きされている都市計画区域、緑色の斜線で示しております箇所が市街化区域と市街化調整区域の区分がない、非線引きの都市計画区域となっております。県内人口の約 9 割がこの「都市計画区域内」に居住しております。また、本市におきましては、今治市全体の約 8 割の人が「都市計画区域内」に居住しております。今治市には、本議案でご説明いたします「今治広域都市計画区域」、

議案第2号でご説明いたします「菊間都市計画区域」の2つの都市計画区域があります。今治市における現在の都市計画区域マスタープランは、2つの都市計画区域ともに、平成16年5月に愛媛県が策定し、約14年が経過しております。その間、全国的に大きな問題となっております少子高齢化の進行や人口減少、空き家の増加による住環境の変化、また、平成17年1月に12市町村が合併したことによる社会経済活動範囲の広域化等、当市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、近年、大型・長期化傾向にある集中豪雨や台風等の影響による土砂災害、今後30年以内に発生する可能性が70%～80%と予想されている南海トラフ地震への備えなど、防災・減災への取り組みについても推進する必要性が生じておりますことから、愛媛県が県下の都市計画区域を順に見直しているものでございます。本議案でご説明いたします「今治広域都市計画区域」は、旧今治市の全域と、旧朝倉村、旧玉川町、旧大西町、旧波方町のそれぞれ各一部が都市計画区域でございます。次に、「都市計画区域マスタープラン」の構成についてご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、現在の全6章に第7章を追加して、7つの章で構成いたします。ここでは、各章の表題部のみ紹介させていただきます。後ほど詳しく説明させていただきます。第1章は「都市計画の目標」です。第2章は、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」です。第3章は、「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」です。第4章は、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」です。第5章は、「市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針」です。第6章は、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」です。ここまでの第1章から第6章までで、現在の計画は構成されていますが、都市施設や市街地開発などの整備状況に応じた時点修正のほかに、社会経済情勢の変化に対応するため、コンパクトなまちづくりを進めていくための施策を加えております。また、今回、新たに第7章「災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針」を加え、防災・減災のための方針を記載します。それでは、今治広域都市計画区域マスタープランの内容についてご説明いたします。説明方法につきましては、お手元の資料2ページに掲載しております「概要版」に沿って、ご説明いたします。

初めに、第1章「都市計画の目標」でございます。ここでは、基本理念を記載します。今治市の総合計画と整合を図り、「瀬戸内海地域の中核を担う広域交流都市として、今ある地域資源に磨きをかけ、まちの魅力を高めることで、住んでいる人が幸せを感じるとともに、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりを目指す。」としております。

こちらは、「今治広域都市計画区域」のイメージ図です。高速道路、国道、県道、鉄道などの軸があり、インターチェンジ、駅などの交通拠点を示しています。また、市街地である都市拠点及び生活拠点や、災害時の避難場所となる公園などの防災拠点を示しております。

続きまして、第2章「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」についてご説明いたします。都市計画区域マスタープランでは、区域区分の有無を記載することとなっております。区域区分、いわゆる線引きとは、市が道路、公園、下水道等の公共施設を整備し、用途地域に適合した建築物を建築し、計画的に市街化を図るべき市街化区域と、開発や建築行為等を制限する市街化調整区域との区分のことをいいます。県内では、松山広域都市計画区域、今治広域都市計画区域に定められています。今治広域都市計画区域は、人口、世帯数が減少傾向ですが、工業出荷額は増加傾向にあります。今後もまとまりある都市形態を目指すこと、道路や公園、下水道などの都市施設の整備を効率的に進めていくこと、自然的環境である河川や森林、緑地、また農地を保全していくこと、これらの観点から区域区分の必要性を検討した結果、現在と同様に区域区分を定める方針としております。

続きまして、第3章「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」についてでございます。本章は、住宅地、商業地、工業地など主要な用途の配置の方針を記載しております。こちらは、今治広域都市計画区域の主要用途配置図です。良好な都市環境を形成するため、緑色・うすい黄色の住居系地域、赤色・桃色の商業系地域、青色の工業系地域の各用途地域が指定されています。こちらの図はイメージ図であるため、詳細は出入り口側の壁に掲示しております、今治市都市計画総括図を確認していただきたいと思います。また、本章に掲載する土地利用の方針といたしましては、・都市拠点等のある一定の区域に居住や都市機能の立地を誘導する集約型都市構造の構築によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進すること。JR今治駅から今治港周辺の、中心市街地においては、行政、文化、商業等の都市機能と居住機能が集積し、圏域の中核となる景観にも優れた魅力ある都市拠点の形成を図ること。生活拠点となる市街地においては、良好な住環境を備えた住宅地の形成を図り、市街地全体としてまとまりのある土地利用を図ること。以上が主な方針として示されております。

続きまして、第4章「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」でございます。本章には、今治市定住自立圏の中心として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努めること。公共交通機関や自転車の利用促進を図り、二

酸化炭素の排出抑制による環境負荷が小さく低炭素なまちづくりに努めること。公的不動産の有効活用や公共施設の計画的な老朽化対策、民間との連携による施設の更新や適切な維持管理を検討すること。以上が主な方針として示されております。

続きまして、第5章「市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針」でございます。ここでは、市街地開発や地区計画など、計画的なまちづくりに関する方針を定めます。JR今治駅周辺等の都市拠点においては、圏域の中心として、都市機能の充実や魅力的な都市景観の形成を図るため、地区計画によるまちづくりや市街地再開発事業等を推進すること。生活拠点となる市街地においては、地区計画や面的整備手法等を活用し、良好な住宅地形成に努めること。以上が主な方針として示されております。

続きまして、第6章「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」でございます。今治広域都市計画区域では、美しい瀬戸内海の景観を有する来島地区等の海浜地域を中心としたレクリエーション資源や、自転車や徒歩で渡れる瀬戸内しまなみ海道を活かした、個性ある観光・レクリエーションの振興を図る方針としています。

最後に、今回の変更で追加いたしました、第7章「災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針」についてご説明します。東日本大震災の教訓を踏まえて、南海トラフ地震の被害想定や津波など各種ハザードマップが公表されております。また、近年、集中豪雨による土砂災害や河川災害が発生し、激甚化の傾向が増えていることから、防災・減災、さらには復興準備の取り組みが一層求められております。本章では、南海トラフ地震等による大規模な災害から市民と市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取り組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進するための方針を記載しています。基本的な方針として、8つの主要な方針を掲げております。1つめは、適切な用途配置等の方針です。住宅と工場が混在している地区については、地震時等には大規模な火災の発生や、有害物質の飛散により、住宅の利用が長期間にわたり困難となる状況が予測されるため、用途地域と併せて地区計画制度を活用し、住工分離を推進します。また、洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討する方針とします。2つめは、燃えにくいまちへの構造の転換の推進です。中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の区域を検討し、燃えにくいまちづくりに向けた土地利用を推進します。3つめは、宅

地防災の推進です。宅地災害の未然防止や被害の軽減を図るため、大規模盛土造成地の位置等の調査・公表や液状化地盤の対策を検討します。4つめは、避難路・緊急輸送道路等の整備です。災害時に避難路、緊急輸送道路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。5つめは、避難場所等の整備です。災害時の防災活動拠点や避難場所となる都市計画公園・緑地の整備や公共施設の機能強化を図ります。また、災害時に避難所となる市立小中学校や地区公民館等の耐震対策を図る方針としています。6つめは、浸水対策・耐震化等の推進です。下水道事業との連携や洪水浸水想定区域の周知を図るなど、水防災意識社会構築のため、ソフト対策とハード対策をあわせた総合的な治水対策を推進します。また、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮等に対する防災対策を推進する方針としています。7つめは、密集市街地等の解消です。災害危険度等の指標により地域の災害に対する危険性を把握したうえで、倒壊や火災の危険性が高い密集市街地を解消するため、市街地の中心部等については、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、防災街区整備地区計画の導入を検討します。また、区域内の空家等については、その実態把握を行い、防災上支障となるおそれのある老朽危険空家の除却等の対策を、総合的かつ計画的に推進する方針とします。8つめは、復興まちづくりに向けた事前対応です。今後発生可能性がある大規模な災害に備え、平時から被災後の復興まちづくりを見越した計画を検討するなど、復興準備に取り組んでいく方針としています。以上が、第7章「災害に強いまちづくり」の基本方針でございます。また、こちらの表は、防災・減災対策として、概ね10年以内に整備または着手を予定している主要な施設について示しています。災害時の緊急輸送道路や避難路の整備、浸水対策のため、河川や公共下水道の整備、計画的な維持管理、耐震化を推進していきます。また、避難場所や防災活動拠点となる、都市公園の整備や機能強化を図る方針としています。以上が、「今治広域都市計画区域マスタープラン（案）」の内容でございます。

続きまして、愛媛県が進めております法手続きの概要についてご説明いたします。まず、住民説明会および公聴会でございますが、平成29年11月1日に、今治市総合福祉センター「愛らんど今治」4階多目的ホールで説明会を開催し、10名のご参加をいただきました。本計画に関しましての意見等はございませんでした。また、公聴会につきましては、11月15日まで公述申出書の受付を行いましたが、提出がありませんでしたので、中止となっております。次に、都市計画法第17条第1項に定めるところの案の縦覧を、平成30年4月

13日から4月27日までの15日間、愛媛県都市計画課および今治市都市政策課において行いました。縦覧者数は7名で、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の手続きについてご説明いたします。お手元の資料3ページにもございますように、都市計画区域マスタープランは、愛媛県が定める計画となっておりますので、主な手続きは県が進めてまいります。本審議会でご審議いただいた後、愛媛県にて県の都市計画審議会、国土交通大臣協議が行なわれ、平成30年8月に都市計画決定（変更）の告示を行なう予定でございます。また、この「都市計画区域マスタープラン」は、「今治市都市計画マスタープラン」の上位計画となっております。県の都市計画決定の手続きが終わった後は、これに即した計画として本年度より「今治市都市計画マスタープラン」の改定へ向けた作業を行なうこととしております。

以上で、「議案第1号今治広域都市計画区域マスタープラン（案）について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

近藤会長

以上で事務局の説明は終わったわけですが、まず事務局からの説明内容についてわからないことやご質問はございませんか。

ご質問がないようでしたらご意見等はございませんでしょうか。先ほど今後の手続きというところにでてきましたけれど、昨年の11月にご審議をしていただいたところではありますが、改めて今の間に言っておこうということがありましたらお願いします。

ご意見がないようでしたら、本議案につきましては、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

近藤会長

それでは、議案第1号「今治広域都市計画区域マスタープラン（案）について」は原案の

とおり答申することに決定いたしました。

近藤会長

続きまして、議案第2号「菊間都市計画区域マスタープラン（案）について」に移ります。
同じく事務局より説明を求めます。

都市政策課長

引き続き座ったままでご説明させていただきます。説明は前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませようお願いいたします。「議案第2号菊間都市計画区域マスタープラン（案）について」ご説明いたします。都市計画区域マスタープランの基本的な事項につきましては、今治広域都市計画区域マスタープランでご説明させていただいたものと重複しますので、割愛させていただきます。「菊間都市計画区域」は黄色で囲んでおります区域でございます。先にご説明いたしました「今治広域都市計画区域」と隣接しておりますが、これまでと同様に単独で「菊間都市計画区域」が設定されています。「菊間都市計画区域」は、旧菊間町の一部で指定されており、非線引きの都市計画区域となっております。それでは、菊間都市計画区域マスタープランの内容についてご説明いたします。まず、マスタープランに掲載しております内容の構成でございますが、第1号議案でご説明いたしました「今治広域都市計画区域マスタープラン」と同様に、現在の全6章にコンパクトなまちづくりを進めていくための施策を加え、また、第7章「災害に強いまちづくりのための決定方針」を追加して、7つの章で構成されています。

それでは、詳細な内容につきまして、お手元の資料5ページに掲載しております「概要版」に沿って、ご説明いたします。初めに、第1章「都市計画の目標」でございます。ここでは、基本理念を記載します。今治市の総合計画と整合を図り、「今ある地域資源に磨きをかけ、まちの魅力を高めることで、住んでいる人が幸せを感じるとともに、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりを目指す。」としております。こちらは、「菊間都市計画区域」のイメージ図です。国道や鉄道などの軸や生活拠点、工業地の産業拠点、災害時の避難場所となる公園などの防災拠点の位置を示しております。

続きまして、第2章「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」についてご説明いたします。菊間都市計画区域は、人口、世帯数、産業の状況から、市街地拡大の可能

性は高くないと予測しています。今治広域都市計画区域と隣接していますが、地形等自然条件から都市の一体性を判断した結果、これまで同様に、菊間地域単独で都市計画区域を設定し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めない方針としております。

続きまして、第3章「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」についてでございます。本章は、住宅地、商業地、工業地など主要な用途の配置の方針を記載しております。こちらは、菊間都市計画区域の主要用途配置図です。緑色・うすい黄色の住居系地域、桃色の商業系地域、青色の工業系地域の各用途地域が指定されています。こちらの図はイメージ図であるため、詳細は出入り口側の壁に掲示しております、今治市都市計画総括図を確認していただきたいと思います。また、本章に掲載する土地利用の方針といたしましては、生活拠点等のある一定の区域に居住や都市機能の立地を誘導する集約型都市構造の構築によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進すること。JR菊間駅周辺の中心市街地においては、行政、文化、商業等の都市機能と居住機能を集積し、情報発信力を有するコンパクトで効率的な生活拠点の形成を図り、東部市街地の臨海部においては、エネルギー産業を中心とした産業拠点の形成を図ること。以上が主な方針として示されております。

続きまして、第4章「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」でございます。本章には、松山広域都市計画区域と今治広域都市計画区域のほぼ中央部に位置する都市として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努めること。公共交通機関や自転車の利用促進を図り、二酸化炭素の排出抑制による環境負荷が小さく低炭素なまちづくりに努めること。公的不動産の有効活用や公共施設の計画的な老朽化対策、民間との連携による施設の更新や適切な維持管理を検討すること。以上が主な方針として示されております。

続きまして、第5章「市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針」でございます。ここでは、市街地開発や地区計画など、計画的なまちづくりに関する方針を定めます。魅力ある定住の場を形成し、良好な商業空間や住空間の市街地形成を進めるため、市街地開発事業や地区計画制度等、適切な手法の導入を検討することが主な方針として示されております。

続きまして、第6章「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」でございます。自然、歴史、文化等の特色を活かした都市環境の形成を目指し、伝統の伝承と文化の

発信の拠点となる、「瓦のふるさと公園」を核とした、観光・レクリエーションの振興を図るとともに、森林・農地・海岸及び河川等の緑地空間や親水空間を活用した、個性と潤いある魅力的な都市空間の形成を図ることが主な方針として示されております。

最後に、今回の変更で追加いたしました、第7章「災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針」についてご説明します。本章では、南海トラフ地震等による大規模な災害から市民と市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取り組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進するための方針を記載しています。基本的な方針といたしましては、第1号議案でご説明いたしました「今治広域都市計画区域」と同様に、8つの方針を掲げております。内容につきましても、同じものとなりますので、要点だけをご説明させていただきます。1つめは、災害発生時に住宅地への影響を最小限とするため、住宅地や工業地が混在する地域での住工分離などの適切な用途の配置等を推進すること。2つめは、市街地の建築物について、耐震診断をはじめ、耐震性の確保と燃えにくい構造への転換を推進すること。3つめは、大規模盛土造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災等を検討すること。4つめは、火災の延焼を遮断する街路や公園などの延焼防止空間の整備を推進すること。5つめは、災害時の円滑な避難、緊急支援物資の輸送や避難場所等の確保のため、都市施設の整備を推進すること。6つめは、災害から人命や財産などを守る、河川、海岸、砂防等の防御施設の整備を推進すること。7つめは、密集市街地の解消や老朽化した危険空家等の除却を推進すること。8つめは、今後発生のある大規模な災害に備え、平時から被災後の復興まちづくりを見越した計画を検討するなど、復興準備に取り組んでいくこと。以上が、第7章「災害に強いまちづくり」の基本方針でございます。また、こちらの表は、防災・減災対策として、概ね10年以内に整備または着手を予定している主要な施設について、示しています。災害時の緊急輸送道路や避難路の整備、避難場所や防災活動拠点となる、支所や公民館の耐震化、都市公園の整備や機能強化を図る方針としています。以上が、「菊間都市計画区域マスタープラン（案）」の内容でございます。

続きまして、愛媛県が進めております法手続きの概要についてご説明いたします。まず、住民説明会および公聴会でございますが、平成29年10月31日に、亀岡学習センター2階大ホールで説明会を開催し、8名の参加をいただきました。本計画に関しましての意見等はございませんでした。また、公聴会につきましては、11月15日まで公述申出書の受付を行

いましたが、提出がありませんでしたので、中止となっております。次に、都市計画法第 17 条第 1 項に定めるところの案の縦覧を、平成 30 年 4 月 13 日から 4 月 27 日までの 15 日間、愛媛県都市計画課および今治市都市政策課において行いました。縦覧者数は 8 名で、意見書の提出はございませんでした。最後に、今後の手続きでございますが、第 1 号議案でご説明いたしました「今治広域都市計画区域」と同時進行で、愛媛県が進めてまいります。同じく、平成 30 年 8 月に都市計画決定（変更）の告示を行なう予定です。

以上で、「議案第 2 号菊間都市計画区域マスタープラン（案）について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

近藤会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明は終わりましたが、こちらについてもまずご質問はございませんでしょうか。

続いてご意見ございませんでしょうか。

A 委員

はい。今治市においても菊間都市計画においてももっともなことを並べているということ。本当にこのようなプランの計画で街づくりが行われるのであるならば本当に何もいうことはありませんけども、ここで計画してもそれぞれの道路課、建設課へ行くと予算がないと言って、必ず事業の要望をしても叶わない。だから説明にあったようにプランの計画の説明会を開いても 10 名程度の参加である。だからやっぱり、防災ひとつとっても計画に沿った事業の進行を図れるような計画にしていきたいと思う。特に今回は防災防災というから言うんですけど、菊間の歌仙のところをずっと旧市街地の方に降りて来ると中学校の前までは 2 車線なのに、ある所から車の離合ができない。川のそばですから水害が起きたときに避難するにしても道路幅がないから、東北の津波のときに逃げるのに車が停滞して巻き込まれたような状況が起こると思うんですよ。やっぱり現地を見た中で計画を立てて実行に移してもらえるように。この計画のプランには異議ありませんけど、今後の計画を真摯に実行に移せる考えをそれぞれの部署で持ってほしいなと。これは要望になりますが、そういうことです。

近藤会長

今日の審議会自体がどういうふう to 今後プランを作っていくかということですから、先ほど A 委員さんは仏は作ったけど、結局魂を入れなかったら魂より予算のほうが先やっていたというのではだめしょうから。当然今日は仏さんを作る場ですからこういうご意見が出たということを踏まえて事務局のほうも受け止めていただいて、今後の、この後議案にもありますけど、下位の今治市のマスタープラン、或いはそれに基づいた、どうやって施行していくんだというのを肝に銘じていただければと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、本議案につきましては、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

近藤会長

それでは、議案第 2 号「菊間都市計画区域マスタープラン（案）について」は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

近藤会長

続きまして、議案第 3 号「今治市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について」に移ります。事務局より説明を求めます。

都市政策課長

引き続き、説明は前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、お願いいたします。「議案第 3 号今治市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について」ご説明いたします。

まず初めに、都市計画マスタープランについてでございますが、都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法の改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを示しております。また、上位計画となる市町村の基本構想および先ほど議案第

1号・2号でご審議いただきました、県が策定する都市計画区域マスタープランに即して、今治市が定めるものとなっております。都市計画マスタープランの主な内容でございますが、都市計画法第18条の2に基づき、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像、土地利用や都市施設の整備方針などを長期的な視点に立って定めるものとなっております。現在の今治市都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定されてから、本年度で約10年が経過しようとしております。その間、人口減少や少子高齢化の進行など、今治市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。そのようなことから、今後の今治市のさまざまな環境の変化に対応するため、本年度よりマスタープラン改定へ向けた作業を行なうこととしております。続きまして、「今治市都市計画マスタープラン」の位置付けについてご説明いたします。こちらの図ですが、お手元の資料7ページにも掲載しておりますので、ご確認ください。まず、上位計画でございますが、第1号、2号議案でご説明いたしました、都市計画区域マスタープランが平成30年8月に策定予定となっております。また、同じく上位計画となる第2次今治市総合計画が平成28年3月に策定済となっております。これら上位計画に即したのものとして、「今治市都市計画マスタープラン」を定めます。また、都市計画マスタープランの策定におきましては、住民への周知等を行い、地域住民の意見を反映させることとなっております。このマスタープランの方針に即したのものとして、用途地域や防火・準防火地域等の地域地区、都市計画道路や都市計画下水道等の都市施設などを定めることとなります。「今治市都市計画マスタープラン」の対象区域でございますが、「今治広域都市計画区域」と「菊間都市計画区域」を併せた区域となっております。こちらが位置図です。赤色でお示ししている箇所が今治広域都市計画区域、緑色でお示ししている箇所が菊間都市計画区域でございます。今治市都市計画マスタープランでは、この二つの都市計画区域を対象として、今治市の都市計画に関する基本的な方針を定めます。以上が、今治市都市計画マスタープランについてでございます。続きまして、都市計画マスタープラン検討委員会の設置についてご説明いたします。都市計画マスタープランを定めるに当たりましては、都市計画法第18条の2第2項で「住民の意見を反映させるために必要な処置を講ずるもの」とされております。また、その方法といたしましては、説明会の開催やアンケート調査に加え、検討委員会などによって案の調査検討や提案を行なうことが望ましいとされています。したがって本市では、平成30年3月に今治市都市計画審議会条例を改正し、都市計画の案を作成するために、調査、検討及び意見を求めることなどができる委員会設置についての条項、第7条を追加いたしました。また、同条例第7条9項では、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとなっておりますので、お手元の資料8ページに示しております「今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領（案）」を定め、検討委員会を設置したいと考えております。それでは、お手元の資料8ページをお開きください。「今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領（案）」の内容につきまして、第1条から順にご説明いたします。（趣旨）第1条、この要領は、今治市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。（設置目的）第2条、委員会は、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という）の策定に関し、検討を深めることを目的として

設置する。(検討事項)第3条、委員会の検討事項は、以下のとおりとする。(1)都市づくりの基本理念、目指すべき将来像に関すること。(2)新たな都市計画マスタープランに求められる役割と構成のあり方に関すること。(3)その他、都市計画マスタープランの改定基本方針の策定に当たり、検討が必要な事項に関すること。(委員長)第4条第1項、委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。第2項、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。(会議)第5条、委員会は、委員長が議長となる。(庶務)第6条、委員会の庶務は、都市政策課において処理する。

(委任)第7条、この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。以上でございます。委員会の設置につきましては、お手元の資料9ページに示しております、今治市都市計画審議会条例第7条で定めております。また、委員会の委員につきましては、同条3項に、委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員15人以内をもって組織する、となっております。臨時委員でございますが、同条例第4条の1項で、今回ご説明させていただいております、「今治市都市計画マスタープランの策定」のような「特別な事項」について、審議会で調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるとしております。なお、今回ご審議いただいております、今治市都市計画マスタープラン検討委員会の委員につきましては、臨時委員のみでの構成を予定しております。以上が、「今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領(案)」の説明でございます。

最後に、今後の予定でございますが、今治市都市計画マスタープラン検討委員会は、設置・運営等について、当都市計画審議会でご審議いただいた後、今治市都市計画審議会条例及び今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領に基づき、平成30年8月頃に設置予定です。なお、今治市都市計画マスタープランは、本年度より改定へ向けた作業を行なうこととしておりますが、各年度の主な作業内容といたしましては、平成30年度に今治市の現状・現行計画を分析・評価し、主要課題や見直し方針の整理を行います。また、平成31年度には、その資料をもとに、全体構想、地域別構想の検討を行います。その後、パブリックコメントや住民説明会を経て平成32年度に策定予定としております。

以上で、「議案第3号今治市都市計画マスタープラン検討委員会について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

近藤会長

ありがとうございました。以上で、事務局の説明は終わったようですが、まず第1号第2号は愛媛県が決定するのに対して今治市の意見を求められていたという議案、に対して第3号は愛媛県が決めるマスタープランに基づいて今治市の方でどういうマスタープランを作っていきますか、どんな段取りでやっていきますかという議案です。まずこの議案に関してわからないことやご質問ございますか。

あまり会長が聞くことではないのかもしれませんが、要は検討委員会を立ち上げるというのは配布資料の 7 ページの 4 項のところの説明会の開催、アンケート調査等の住民の方の意見の反映プラス専門臨時委員によって専門的に検討していただく、そのために委員会を立ち上げるということによろしいですね。

事務局

そうです。

近藤会長

はい。ではご意見ございますでしょうか。

ご意見ないようでしたら、本議案につきましては、今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領のご承認と、それに基づいての検討委員会の設置ということになろうかと思いますが、承認することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

近藤会長

それでは、議案第 3 号「今治市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について」は承認することに決定いたしました。

近藤会長

以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。それではこれにて、平成 30 年度第 1 回の都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 40 分 閉 会